

2 関消第795号  
令和3年1月6日

群馬県農政部長 殿

関東農政局消費・安全部長

農薬の不適正使用により健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案の発生及び農薬の適正使用に係る指導の徹底について

このことについて、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長から、別添のとおり通知があったので、ご了知の上、農薬使用者への農薬の適正使用に係る指導の徹底をよろしく申し上げます。



2 消安第 4308 号  
令和 2 年 12 月 24 日

関東農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

農薬の不適正使用により健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案の発生及び農薬の適正使用に係る指導の徹底について

農薬の使用に当たっては、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）、「令和 2 年度農薬危害防止運動の実施について」（令和 2 年 5 月 15 日付け薬生発 0515 第 1 号・2 消安第 457 号・環水大土発第 2005151 号厚生労働省医薬・生活衛生局長、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）等に基づき、適正使用に係る指導の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、今般、農業者による農薬の不適正使用の結果、当該農薬の有効成分の農作物中の残留濃度が食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき定められた残留基準値を大幅に超過し、当該農作物を摂食した場合に健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案が発生しました（別添参照）。農薬の安全かつ適正な使用を確保すべく取組を推進している中、このような農産物の安全性に対する信頼を揺るがす事案が生じたことは、遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、貴職から、貴局管下各都県に対し、農薬の不適正使用を防止するため、改めて「農薬適正使用の徹底について」（平成 22 年 12 月 15 日付け 22 消安第 7478 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づく農薬の適正使用に係る指導徹底を図るよう依頼方お願いします。また、農業者の農薬使用に当たっては、使用履歴の記帳も重要であることから、「平成 30 年度の食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点検結果について」（令和 2 年 5 月 15 日付け 2 消安第 747 号農林水産省消費・安全局長通知）の別添「農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策」もご活用いただくよう、併せて周知願います。

さらに、都道府県における指導内容の改善に向けて、別添の 4 における指導内容の改善も参考としていただくよう、周知願います。

(別添)

## 農薬の不適正使用により健康に悪影響を与えるおそれがある事案の発生及び農薬の適正使用に係る指導の改善について

### 1. 事案の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律 233 号）に基づき食品衛生検査所が収去した農作物から、当該農作物に適用のない農薬の有効成分（有機リン系）が残留基準値を大幅に超過して検出された。

当該有効成分の残留濃度及び急性参照用量から見て、当該農作物の摂取により、健康に悪影響を及ぼすおそれがあることが判明し、当該農作物に対し、管轄の食品衛生検査所は絶対に喫食しないよう注意喚起を行い、また、出荷した卸売会社等は自主回収を行うこととなった。

なお、上記の他に 2 つの農薬の有効成分について、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないが、残留基準値の超過が確認された。

### 2. 残留基準値超過が発生した原因等

県が当該農作物を出荷した生産者等に聞き取り調査を行った結果、生産者団体には所属しているが、作物部会には所属していない生産者（1 名）が家庭菜園に散布した農薬の残液を適切に処理せず、同農薬の適用農作物等の範囲に含まれない農作物に散布したことが直接の要因であることが判明した。

さらに、当該生産者においては、

- ・農薬のラベルの確認が不十分であること
- ・農薬の使用履歴が記帳されていないこと
- ・農薬タンク及びホース内の洗浄が不十分であること
- ・農薬の保管状況が適切ではなかったこと

が判明し、農薬の使用等に関する知識及び理解が極めて不十分であった。

なお、当該生産者団体において同農作物を生産する農家 4 名のうち、上記 1 名を除く部会に所属する 3 名にはいずれも農薬の不適正使用は確認されなかった。

また、当該生産者団体においては、個人出荷者に対する輸送のサービスを行っているが、農薬使用履歴の確認を行っていなかった。

### 3. 県が事案発生以前に実施していた指導内容等

これまで、当該県においては、主に生産者団体や直売所の部会員を対象に、農薬適正使用講習会を定期的の実施し、農薬の適正使用に係る指導を実施していた。

また、生産者団体等に所属していない生産者の把握は困難であるが、要請に応じて農薬の適正使用に係る情報提供を行ってきた。しかし、当該農家は、県から直接指導を受けたことはなかった。

### 4. 県内における今後の指導内容の改善

県は不適正使用を行った生産者に対しては文書による警告を行い、今後農薬使

用基準に違反して農薬を使用することがないように誓約書の提出を求めるとともに、県が作成した当該農作物に適用がある農薬登録一覧表を手交し、最新の農薬の登録情報を入手するよう指導した。

また、県は、まずは当該事案が発生した生産者団体管内の生産者を対象とした農薬適正使用にかかる講習会を生産者団体と開催し、再発防止に努めるとともに、再発防止に向けた以下の取組を進めることとしている。

(1) 農薬に関する知識や理解が十分でないことへの対策

- ・県下一斉に、全ての生産者団体及び直売所が、所属する全組合員に対し、県の協力の下、農薬適正使用講習会を実施する。併せて、県GAP等の取組を促す。
- ・県のホームページで適正使用に関する資料を掲載し、農薬使用者が常に農薬の適正使用に関する知識と理解を深められるようにする。

(2) 周知指導の行き届きにくい農薬使用者への対応

- ・地域協議会の活用や直売所、農薬販売店の協力の下、生産者団体外の直売所への出荷者や個人出荷者等の周知指導の行き届きにくい農薬使用者に対して、講習会への参加を呼びかけ、必要に応じ、直接指導を行う。
- ・農薬販売店に、生産者が農薬ラベルを遵守する、農薬を使用した際は記帳する等のポスター等を配布するとともに、農薬販売時に生産者に対して、注意喚起の声掛けを行うよう依頼する。
- ・県下一斉に、全ての生産者団体及び直売所が、所属する全組合員に対し、各普及指導センター協力の下、農薬適正使用講習会を実施する。併せて、県GAP等の取組を促す。【再掲】
- ・県のホームページで適正使用に関する資料を掲載し、農薬使用者が常に農薬の適正使用に関する知識と理解を深められるようにする。【再掲】

(3) 農薬の使用に関する記帳を行わないことへの対策

- ・生産者団体や直売所に対して、集荷時に生産者から提出された農薬散布履歴の確認を必ず行い、農薬の使用状況に問題が無いことを確認した上で、農作物を受け入れることも検討するよう指導する。
- ・JAに対して、集荷時における農薬の使用状況の確認に加えて、出荷前の自主検査も検討するよう促す。